

(平成 30 年 6 月 5 日 午後 2 時 00 分)

●議長 (小林幸雄) それでは、会議を再開いたします。

通告の 4 佐藤武雄議員。

- 1 町政について
- 2 教育行政は
- 3 維持管理は

議席番号 7 番・佐藤武雄議員。

◆ 7 番 (佐藤武雄) 議席番号 7 番・佐藤武雄です。通告に従いまして、質問をいたします。それではまず行政側と町民の関係性について伺います。行政は支配を担います。自らが経済活動を行わなくても、住民の経済活動から租税を得ます。租庸調・年貢・御用金・租税・保険料・公共料金などと、いろいろ呼ばれてきました。また、税収と行政活動のあり方自体が、経済活動の総量自体を増減させます。行政の政策によって、経済活動が成長すれば、住民も税率が上がったとしても、また行政サービスが、きちんと提供され、負担した租税や保険料は、住民に還元されるのであれば、租税負担はサービスの対価となります。現在の地方自治は、国、都道府県、市区町村の各層に関係ある仕事は、多様な範囲で共存していて分離できません。この状態を融合状態、または親和していると言われております。今回、障がい者福祉の案件で、また以前にも除雪の件で、町を訴えた業者などもありました。これはこれとして、私は一般的には、町を訴えるということは、住民つまり町民を訴えることに通じるのではないかと思います。自治体の行政サービスとはいっても、住民の課題すべてをできるはずもなく、防災の理念のように、自らできることは自らが行う自助、地域や隣が協力して行う共助、最終的には公の手助けを受ける公助となるわけです。このことは全てに通じるのではないかと思います。住民は行政のお客様ではないということを、住民は自覚する必要があるのではないのでしょうか。そこで、町長に伺います。行政側と町民の関係性について、まず考えを伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 佐藤議員さんのご質問にお答えいたします。ちょっと前段の高度なお話を頂戴したものですから、どういうふうなお答えをさせていただいて良いのか、悩んでおりまして、基本的に私ども行政と住民の関係性ということになるわけでありまして、固く言えば、まさにこれは法律に定まっているものでありまして、ご案内のように地方自治法の中では、地方公共団体は住民福祉の増進を図ることを基本として、地域に

おける行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものだということが、大前提としてうたわれているわけであります。それを少し、この置かれている状況に砕いて言えば、どう実行していくかということだというふうに思うんですが、それは、今の民主主義制度にのっとりまして、首長として、選挙があり、そしてまた住民代表としての同じく選挙で、議会の議員さんが選ばれておるわけであります。そういった皆さん方の、それぞれのご意見、そしてまたそれのみならず、住民の皆様それぞれの様々なご意見も頂戴しながら、行政執行していくと。これが大きな基本線だろうというふうに思います。ちょっとあえて申し上げさせていただきます。今佐藤議員からそれぞれ地域は地域で、自分達もしっかりと地域を作り上げて行く的なお話があったわけであります。そういう面では、長野県の新 5 年総合計画の中でも、学びと自治の力で開く新時代というようなことを、阿部県政がうたっているわけでございます。私はこれ、非常に良い、何て言いますか、スローガンだなというふうに思っているわけであります。これは、やっぱりそういった意味では、今佐藤武雄議員さんが言われた部分にも共通してくるのかなあというふうに思っております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） はい。ありがとうございます。それでは先ほど町長は、同僚議員の質問で、11 月の町長選に力強い出馬を表明されました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そこで、現在の横川町政の施策の継続についての考えと過去からの施策の蓄積を、継続している部分があります。そのへんの考えを、まず伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） ちょっとまあ抽象的でたいへん、私自身もどうお答えして良いか、あれなんです、それぞれ行政というのは、やっぱり単年度で終わるという事案ばかりではないわけであります。継続して、しっかりと町民のための、まさにその福祉の向上に向けて、プラスになるのかどうなのかということの判断の元で、しっかりと継続すべきものは継続して行く。そしてまた時代に即応して、見直すものは見直して行く。そういったことが必要なんだろうというふうに思いますし、そういう思いで今までも取り組みをさせてきていただいたというふうに、自分では思っていますし、これからもそういうことが大事なんだろうなあというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） そこでですね町長。まず社会保障、それから社会福祉制度など、内容の見直しや町民の公平負担についての今後の展望を伺いたいと思うんですが。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 主に社会保障そしてまた社会福祉という観点からしますと、国の制度に依存して、依存と言いますか、法的にも依拠をして、やっているのが多いわけがあります。その中でもやっぱり町は町として、それぞれの自治体で、単独でやっているというようなこともあるわけでありまして。これらも含めて、やっぱりその時代に即してと、先ほど言ったのですが、必要なものは必要。見直すものは見直す。そういうことが必要になってくるといふふうに、私はこの今の時点だけではなくて、絶えずそういうことが求められているんだらうというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 社会福祉の面は、また同僚議員が質問すると思しますので、次に教育行政及び日本の教育について伺いたいと思います。

戦後教育は昭和 20 年 GHQ が四つの指令を出しています。一つ目が日本教育制度の管理に関する指令、教育内容については、国家主義者、軍国主義的な思想を持つ教員は排除、また公職追放にいたっては、議員などまであらゆるところで行われました。二つ目、教員及び教育関係者の調査・除外・認可に関する指令。三つ目が国家神道、神社神道に対する政府の保証支援・保全・監督及び交付の廃止の指令であります。それから四つ目が修身、日本の歴史及び地理の停止に関する四指令です。また、教育勅語は国民道徳の模範、国民教育の理念を孝行・友愛・夫婦相和・義勇奉公などで、12 の徳目で明示されていて、昭和 23 年に議会で失効されました。これら全て、現在の憲法もそうですが、アメリカの日本を弱体化する政策です。日本の歴史、伝統、道徳など、あらゆるものが否定されました。その流れを汲みとって、日本教職員組合、日教組が結成され、日本は自虐的な教育が戦後一貫して続けられています。したがって、こういった自虐的教育の弊害は、自分の国である日本に誇りを持たず、自尊心を失わせました。平和だ人権だと、心地よい言葉を乱用する教育者や日教組の思想に染まった人は、多々いるのではないかと思います。そこで教育長にまず伺いたいと思いますが、この自虐主観的教育についての考えを端的に伺います。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） 佐藤議員からのご質問でございますが、私自身は、今議員さんがおっしゃる戦後教育を受けてきた一人でありまして、したがって、戦前戦中における教育の実態を全く知っておりません。したがって現在の教育が自虐主観、つまり自尊心を著しく低めて、俗に言う、古き良き伝統を全く否定しているというような教育では、私自身がこれまで歩んできた中からは感じられません。ただ一方で、そういう指摘もあ

りまして、とりわけ今、議員さんがお話ありました教育勅語に係る部分につきまして、両面の意見が現存しているということについては、承知をしているつもりであります。以上です。

●議長(小林幸雄) 佐藤議員。

◆7 番(佐藤武雄) 教育長がそういう考えをお持ちだと、どちらかと言えば、そういう認識は持っていないと言われましたが、小中学校で道徳教育が始まっているわけですが、教育勅語は取り入れるというような考えはありますでしょうか。

●議長(小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長(竹内康則) 今、お話のあります道徳教育であります。本年度から小学校で、来年から中学校で、特別の教科、道徳こういうことで、スタートをしている、するわけです。特別の教科という位置づけの中には、これ以外の教科につきましては、それぞれ教科ごとの免許がありまして、数値による評価が求められていたわけですけれども、この特別の教科道徳につきましては、数値による評価は行わず、加えて担任がこの授業を担当する、そういう意味で特別の教科と、こういう位置づけになっているというふうに承知しております。そういう意味でこの道徳という一つの世界感を、特別の教科道徳以外の学校教育全般に渡って、道徳という徳目を子供達は身に着けるわけですけれども、その要としての特別の教科、道徳がこれから始まるということだというふうに思います。昨年までの普通の道徳の時間におきましては、ややもすると、例えばいじめ等の現実の問題に、あまり的確に対応できなかったとか、更には文科省が用意をしたものの読書感想に終始していたとか、そういう課題なり弊害が指摘されておりました。したがってそんな経過を経て、本年度からいわゆる教科書に基づく特別の教科、道徳という時間が始まると、こういうことだというふうに認識をしております。以上です。

●議長(小林幸雄) 佐藤議員。

◆7 番(佐藤武雄) 私は平成の今こそ教育勅語の考え、つまり普遍的な徳目は、いじめや虐待、猟奇的な犯罪など、現代社会を取り巻く不道徳な行為を防ぐ、唯一の手立てではないかと思えます。ぜひこの 12 の徳目の内容を、読んでいただき、またその中でも良いものは取り入れていっていただきたいと思えます。

それでは次に国語教育、国語力について、伺いたいと思えます。国語の力、つまり国語力について、まず私は英語教科を否定するものではありません。私たちは日本人である以上、生涯に渡って日本語で話しをし、日本語で文章を読み、日本語で考え、日本語で文章を書きます。英会話をできる人でも、普段は日本語で物を考えているはずで

したがいまして、大多数の日本人は言葉を覚えてから、死ぬ直前まで日本語を使い続けています。よって、国語力を鍛えることで、話し方、読み方、文章の書き方だけでなく、思考力、記憶力そして対人能力も上がります。国語の基盤を作る時期は、感受性が高い、幼稚園か小学校入学ころだそうです。また、子供の言葉使いの変化や成長に注意し、変化に気づいたら、正しい日本語、話しやすい単語を使い、きちんとした文法で話すことを教えるのが大切だといわれております。子供の頃から、国語によって、言葉の力を身に着けることは、語彙力つまり単語の全体像や様々な角度から物事を見たり、繊細な心のありようを感じたり、価値観や人の心への思いやり、まごころなど、深みのある人間に育っていくといわれております。そこで、国語力の重要性についての認識を教育長に伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） 日本人は国語の力で考え行動しという、佐藤議員さんのご質問でありますけれども、ほぼ私も議員さんの考えに近いかなというふうに思います。したがいまして、教育行政の現場を預かる立場といたしまして、これまでの先輩方のご意見等を踏まえまして、本校では読書というものを、学校の教育の太い柱の一つとして位置づけまして、毎朝 10 分間、全校一斉に読書をする、そういう時間を設けて、本に親しむ、まさに日本語に親しむ、こういうことを大事にしています。加えて貴重な財源をいただきまして、ブックファーストから始まりまして、セカンド、サードと節目節目に児童生徒の皆さんに読書をしてほしい、本に親しんでほしい、本を通して世界を広めてほしいと、こんな願いと思いからブックプレゼントを続けてきております。加えて町内のかたかご会等々の皆さんに、ほぼ毎日のように、学校に来ていただきまして、とりわけ低学年に向けての本の読み聞かせ等を日課のように取り組んでいます。こうした視点が、国語力というような表現ではなくて、本を親しみ、本に溶け込む、こういう意味で、今の子どもが使っている言語を大事にして行く、そこで成長の糧を、そこから見出して行く、こんな思いが具体的な形として表れているのではないかと、こんな認識を現状持っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 日本人として生きて行く上で、全てにおいて国語は大変重要だと考えますので、ぜひ取り組みを前向きに進めて行っていただきたいと思います。

それでは最後に教育委員、教育長は首長、つまり町長の任命制です。教育委員会は政治的中立や圧力からの独立性は、現在保たれているのでしょうか。また、小中学校の教師教員の組合活動、政治活動についての見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） もとより教育委員会制度の発足を鑑みても、独立の行政執行機関、こういう位置づけであるというふうに教育委員会制度を受け止めております。若干、仕組みが先ごろ変わりましたが、流れる考え方においては、一切変わっていないと、こういう認識で行政に今努めているわけでありまして。後段の先生方の労働組合活動でありますけれども、当然のことながら、時間外におけるそうした活動、更にはもろもろの政治活動等々、一社会人としての行動につきましても、厳しい周りからの視線があると、こういうことを認識して、取り組んでいただいているものというふうに、私は受け止めております。ただ、やはり組織化しての活動を展開しておりますので、一般的な課題に対応する要請ですとか、あるいは陳情ですとか、それらにつきましては、社会的な団体としての存在という意味で、私どもも皆さんのお話は謙虚に受け止める、こういう基本的な姿勢は持っているつもりであります。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それでは、教育委員会の所管について伺います。3 月会議でも質問しましたが、野尻湖支館が野尻区の集会所併設となっているとは、表向きにはなっていません。町では野尻区を地縁団体に認可しておりますが、総務課長に地縁団体の定義について伺います。また、野尻区の集会所としての住所登録はどの場所ですか。それも一緒にお答えをお願いします。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それでは、前段のご質問にお答えしたいと思います。地縁団体とは、町または字の区域、その他市町村内の一定に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、現在まで町が認可した団体は、柏原町区、富ヶ原区、野尻区、菅川区の 4 団体でございます。認可を受けた地縁団体は、法人格を有しまして、土地集会施設等の不動産を団体名義で登記でき、また団体の活動に資する財産を団体名義で所有借用できることとなっております。後段のご質問の野尻区の登録の住所については、確認の上回答させていただきます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 以前に総務課長に聞いたところ、野尻湖支館と同じ住所だという事を答弁されましたが、それを前提にしますと、2 階ないし 3 階が野尻区の集会所となるわけです。わかりましたでしょうか。

(少々待つ)

●議長（小林幸雄） 佐藤議員、どうしますか。

◆7 番（佐藤武雄） 先に行きます。

●議長（小林幸雄） では、調べておいてもらって、佐藤議員続けてください。

◆7 番（佐藤武雄） それでは、空き家について伺います。先ほど同僚議員も空き家について、質問がありましたが、ちょっと方向が違うと思うので、省かないで質問したいと思います。アメリカのニューヨーク市長、ジュリアーノ氏が割れ窓理論というのを提唱しました。空き家になり当時のニューヨークは荒廃していて空き家が増え、獣のすみかや犯罪の温床にもなっていました。こういう状況になりますと、周辺に生活している人々にとっては問題以前にたいへん苦痛です。空き家になる前に対処することが必要だと思われまます。まず考えるに、現在の行政の縦割りが一因になっている部分があるんじゃないかと思ひます。例えば一人住まいのみならず、二人で住んでいても、単身になれば息子などの所へ転出し、空き家になります。死亡届などが、出された時点で、住民課、総務課、建設課など横の連携で把握をしておけば、空き家になっても、その後の対処がやりやすいのではないかと思ひます。その辺の現状と横の連携に対する、まず考えを伺いたいと思ひます。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 空き家の対策でございますが、まず第一に発生抑制というのが、まず大事かと思ひます。相続登記を促す取り組みであるとか、そのようなことになるかと思ひます。続いて、利活用、最終手段として除却というようなふうに進むのかというふうに考えてございます。現状ではそのような死亡届の共有化のようなことはされてございません。情報の共有化というのは有用かと思ひますが、法的な問題も含めて、検討事項になるかというふうに思ひます。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 法的に無理だという、横の連携は無理だということですか。それから隣が空き家で、雪の対処や雨風によりドアや窓ガラスの倒壊や飛散など、大変苦しんでいる住民が私の所にも何軒も寄せられておりますが、その辺の把握とその後の対処などはどうされるのか伺ひます。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 現状でも空き家で、例えば風が吹いた時にトタンが飛びそうであるとか、物が飛んできそうであるとか、倒壊の恐れがあるというような情報はいただいております。持ち主の方を特定いたしまして、管理につきまして、ご協力といたしますか、いただけるように促すというようなことも、今現状でやってございます。情報の共有化につきましては、またいろいろな部分で考えていければというふうに思います。以上です、

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） これは本当に喫緊の課題なので、ぜひ対策、対応を進めていただきたいと思います

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。先ほどの答弁保留が今答弁できますが、どうしますか。

◆7 番（佐藤武雄） お願いします。

●議長（小林幸雄） はい。それでは先ほどの答弁保留、高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それでは、答弁保留させていただいた分に、内容につきまして回答させていただきます。野尻区の事務所の登記上の所在地につきましては、野尻 299-4 でございます。公民館の所在地番とは異なっております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） ということは、所在地の住所はここなんで、建物はどうなってますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 建物につきましては、その地番に建っております前区长様のご自宅です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 先ほどの定義から言いますと、集会所、区の集会所でなければ、これ地縁団体の要件に満たされるんですか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。



■総務課長（高橋博司） 地縁団体の条件につきましては、地縁を有する者の団体であるということでありまして、集会所の所有云々ということは、特に条件ではございません。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） ということは、野尻湖支館に野尻区の集会所は併設されていないということでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 野尻湖支館は野尻湖支館でありまして、野尻区の集会所ではないと思っておりますが、議員のご質問とはちょっと違うお答えになるのかもわかりませんけれども。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それでは、3 月会議で、私の質問に教育長が大変前向きな答弁をいただいたんですが、維持管理費、光熱費などが負担割合などについても、協議をさせていただけますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） 3 月議会における検討をしたいという趣旨で発言をしているというふうに思っております。公民館におきましては、俗に言う社会教育法の規定に基づき建てられている施設というふうに認識しておりますので、そうした法の趣旨に基づいての取扱いを今後とも進めて行くということが基本になろうかというふうに思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 教育長、3 月会議と答弁がだいぶ違うということでしょうか。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） だいぶ違うという認識は持っておりませんが、要は、社会教育法に基づく各団体が公民館をその活動の場として、利用していく、そうした取り組

みについては、私どもの町の決まりにしたがって運用をしていくという、こういう趣旨でのただ今の発言であります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） ということは、あくまでも野尻湖支館 1 階から 2 階、3 階までは、全て野尻湖公民館でよろしいですか。

●議長（小林幸雄） 松木教育次長。

■教育次長（松木和幸） それではお答えしたいと思います。野尻湖支館につきましては、信濃町公民館設置及び管理に関する条例に基づき設置されました町の施設でございます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それでは次に行きたいと思います。河川道路の維持管理について伺います。（ざわつく）いいです。これまたこの次にやりますので・・・。

自然現象が災害になるのは、行政や社会の側の対処が十分でなかったことにもよります。従いまして、人災と天災の境界はあいまいです。防災減災や災害対応、応急対策、復旧復興の是非によって災害は異なってきます。社会基盤整備や社会保障という日常行政そのものが、自然災害に対して、強靱な社会を作るわけで、例えば少雨、渇水という異常気象が干ばつという災害になります。しかし、農業用水やダム、貯水池の整備によって回避することができます。そこで伺いたいと思いますが、昨年 10 月の豪雨災害の復旧の現在の進捗状況を、林道関係を産業観光課長。その他道路河川は建設水道課長に伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） それでは私のほうから、林道農道関係について申し上げます。林道につきましては、五つの路線、斑尾線、荒瀬原線、袴岳線、柄山線、柴津線の 14 か所で土砂崩落また路肩決壊、倒木等がありました。29 年度中に土砂の除去等で復旧した箇所が 8 か所、新年度に入りまして、5 か所を 5 月末までに完了しております。残る一か所につきましては、斑尾線の国庫補助事業による箇所であり、大規模な付け替え工事が必要でありまして、繰越事業によりまして、現在準備工を施行中でありまして、この工事につきましては、契約上 8 月末の竣工で工事を進めているとこととであります。また、農道につきましては、古海慶沢線で横断河川の決壊により復旧工事を要しまして、こちらも繰越事業で、現在施行中でありまして、7 月末の竣工を目

指して、今進めているところでございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） それでは河川道路の状況ということで、お答えいたします。河川につきましては6河川。中ノ沢川、花ヶ入川、内ノ巻川、本堂川、慶沢川、湯ノ入川で護岸の崩壊であるとか、埋塞と、12か所が被災いたしました。また町道では3路線ということで、花ヶ入1号線、滝屋上線、落影戸草線ということで、この3路線で道路の破損、法面の崩壊等3か所で被災してございます。またその他、町道2路線でございますが、船岳勘蔵線、船岳浦小沢線にて、大規模な倒木による通行止めが発生しました。いずれの河川、それから道路につきましても、3月末までに復旧につきましては、全て完了しているところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7番（佐藤武雄） 昨年の災害の影響で、今年の雪解けの増水で、町管理の準用河川の内ノ巻川などの護岸の石積みが数か所崩れて、古くからは何十か所も崩れているわけですが、この状況把握と今後の対処計画を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 4月になりまして、現地の方は確認をしております。内ノ巻川では、大きく2か所の護岸崩壊が今年の台風でございました。また土砂の堆積等、河床の上昇それから横断フリーム管の埋塞等の被害がございましたが、全て復旧してございます。今ほどご指摘をいただきました箇所につきましてはですが、春先に今確認をしたところ、まだ雪解けの状況で、ちょっと河川の水量が多くて、なかなかすぐに修繕ということには至りませんが、渇水期等を見ながら、運搬路等も検討しながら、工事を行う予定にしております。また、内ノ巻川につきましては、昔からの石積みというようなことで、徐々に崩れている箇所が多数あるということも確認しておりますので、現地のほうを確認しながら、また進めて行きたいというふうに思っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7番（佐藤武雄） 総務課長に、こういう防災の観点から、石積みが崩れているとか、流木、風倒木などの部分についての考えを伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 河川等の状況につきましては、県も含めまして、複数回パトロールを実施をしているところでございます。また全体的な防災対策としまして、この 6 月 1 日に、副町長から通勤途上における異状を発見した場合の報告等についても、指示があったところでございます。そのような形で、事前にできるだけ情報を把握をする中で、対応に努めてまいりたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） よろしくお願いいいたします。それでは除雪業務について伺いたいと思いますが、町内 4 ブロックの除雪業務が、今年の秋に再契約になります。除雪費用は降雪量に応じて、最低業者へは 80 パーセントから上限 120 パーセントまで支払、補償となっております。そこでまず、今年 5 年間の 1 年ごとの除雪費用及び排雪費用の金額と、支払方法また今シーズン、5 年間の検証と町民からの要望や苦情などの対処はどのように把握してますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） それでは過去 5 年間の除雪費、排雪費ということで、申し上げたいと思います。平成 25 年度の除雪費用が 1 億 8063 万 6000 円でございます。また、排雪費用につきましては、2666 万 775 円となっております。26 年度につきましては、除雪費が 2 億 2823 万 6400 円。排雪費用が 5296 万 8872 円。27 年度につきましては、除雪費用ですが、1 億 6319 万 8800 円。排雪費用が 1018 万 541 円。28 年度につきましては、2 億 2017 万 9600 円、排雪費用が 4759 万 4204 円。29 年度ですが、除雪費用が 2 億 962 万 8000 円。排雪費用が 2281 万 2024 円となっております。こちらの除雪費の支払いにつきましては、降雪期から 1 月末までの実績を積み上げまして、2 月に最初に出来高でお支払をしてございます。またその後、3 月末までの実績で精算払いということで、4 月に精算金ということで、その残りの部分をお支払するような形になってございます。また、除雪のシーズンで冬期間で、苦情要望等の対応方法等でございますが、要望や苦情等いただいたものにつきましては、その都度改善できるものについては、対応いただくよう、請負業者の皆さんに連絡し依頼をしているところでございます。特に機械のオペレーターさんが替わられた場合等ですね、そのような個所について、路線に慣れないというようなことで、苦情いただくケースが若干増えたようなこともございました。また近年、特に平成 28 年度ですけれども、早朝 5 時から 7 時くらいに、大雪が降ったというようなことで、出動のちょうど準備が、除雪の出動の準備ができていない時と言いますか、夜中の 2 時 3 時に出るわけですけれども、その時点では降ってなくて、朝方急に降り出して、除雪が間に合わずというようなことがあったということで、苦情をいただいたというような経過もございます。請負業者の皆さん、それから町

のほうも出勤それから通学等に間に合わせるように、全力でやってございますので、またご協力のほどをお願いしたいと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） はい。ありがとうございます。それでは今後のこの 5 年間の契約とか、それから除雪協力会の要望などは、これからですか。もう把握されているのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 除雪の発注につきましては、まだこれからということで、なるべく早い時期に発注していきたいというふうに考えているところです。除雪協力会の要望等でございますが、毎年、要望書をいただく中で、状況等を把握しております。要望の中で、改善可能なものにつきましては、対応しております。そのようなことでご理解をいただければと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 重機の件について、ちょっと伺いたいんですが、業者に貸与している台数、それから直営で除雪している所もあると思うんですが、それから業者が持ち込みをしているものの把握はできていますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 直営のもの、それから委託のもの等、重機のほうは、把握ができていますところでございます。

●議長（小林幸雄） 数字まで言ってください。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 台数につきましては、直営で持っているものは 8 台。委託のものが全部で 45 台となっております。町内全体では 53 台という数字でございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 町が貸している貸与は何台でしょうか。それから町所有の除雪車のロータリーとホイールローダーの数を。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） ロータリーは5台になります。タイヤローダーにつきましては、直営で、ロータリーも直営ですが、3台でございます。貸与の台数につきましては、ちょっと積上げが必要になりますので、しばらくお待ちいただければと思っています。

●議長（小林幸雄） 答弁保留しますけど、良いですね。はい。佐藤議員。

◆7番（佐藤武雄） この質問は、この部分においては最後にしますけれども、黒姫の町営駐車を今度ブロックに組み入れるということなんですが、これは条例の改正とかは必要ないのか、その辺の説明をお願いします。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 黒姫高原の町営駐車場につきましては、町営駐車場の設置条例におきまして、観光協会に管理を委託することができる旨の条項があり、今まで委託をしてきた経過がございます。議員や監査委員さんからも、除雪機械を所有していない団体に委託することの適否が指摘をされまして、今年の3月の設置条例の全部改正におきまして、観光協会の管理委託の条項を削除をしまして、今年度の除雪から道路除雪に合わせて行ってもらうような形で対応したいというふうに考えております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7番（佐藤武雄） 除雪業務については、後程同僚議員、とは言っても思想信条は違うんですけども、除雪のことに関してはおおむね一致しているので、質問はこのへんにしておきます。信濃町は雪国であるとともに、冬ならではのスキー場やイベントなど観光地です。道路の除雪のみならず、駐車場など除雪は、豪雪、寡雪に関わらず、観光客の増減やライフラインにとっても、大変重要だということは言うまでもありません。最後に町長に除雪業務に関する見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 除雪業務。冬の特に生活に係る道路の確保ということで、携わっていただいている業界の皆様方には、大変なご苦勞をおかけしているわけございまして、とりわけ長野県北部の冬場は、信濃町の道路はもっとも良い道路だというふうに、褒められるぐらい、丁寧な除雪をしていただいているわけでございます。その中で、先ほど

もありましたように、いろんな町民の皆さんからのご不満をいただいたり、苦情的なこともいただくわけではありますが、ぜひまた町民の皆さん方にも、その業界の皆さん方の、本当に日夜に渡る大変なご苦労も、しっかりと理解をしてほしいなど、こんなようなことを思うわけでもあります。十分また冬の部分も安全な道路が確保できるように、それぞれの関係の皆さん方のご協力を今後もお願いしたいなという思いでございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員、さっき保留がございますけれども、答弁していただきますから。ちょっとお願いします。建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） お待たせいたしました。ロータリー除雪車が5台ございます。その内の2台は予備機でございます。また、タイヤドーザーが7台、その内の貸与が4台、予備が2台でございます。計の12台を所有してございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆7番（佐藤武雄） 以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

●議長（小林幸雄） 以上で、佐藤武雄議員の一般質問を終わります。この際、3時10分まで、暫時休憩といたします。

(午後2時57分)